

20歳になったら国民年金の加入者となります

20歳になった時点で厚生年金に加入していない方は、国民年金への加入の届出が必要です。20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めることにより、将来受給する老齢基礎年金が満額になります。また、万一の病気やケガなどで障がいの状態に至ったときには障害基礎年金が支給され、死亡したときには死亡一時金(年金を受給せずに死亡した場合)や遺族基礎年金が遺族に支給されます。(いずれも納付・受給要件があります)

また、国民年金に上積みして、より多くの年金を受けられる公的な年金制度として国民年金基金があります。この機会にご検討ください。

問合せ 区役所窓口サービス課 (保険年金:保険)

☎6930-9956 ☎6932-0979

後期高齢者医療高額医療・高額介護合算制度

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が、1年間(平成26年8月1日から平成27年7月31日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超える被保険者の方は、申請によりその超えた金額が支給されます。対象者には、1月下旬に申請書を送付しますので、必要事項を記入・捺印し、同封の返信用封筒で返送してください。

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課

☎4790-2031 ☎4790-2030
区役所窓口サービス課(保険年金:保険)
☎6930-9956 ☎6932-0979

届いていますか、新1年生の就学通知書

今年4月に、小・中学校へ入学するお子さんのご家庭に、就学通知書をお送りしています。まだ届いていない場合は、下記までお問い合わせください。対象者は次のとおりです。

小学校…平成21年(2009年)4月2日から平成22年(2010年)4月1日までに生まれたお子さん

中学校…平成28年(2016年)3月に小学校卒業見込みのお子さん

なお、私立および国立の小・中学校へ入学される場合は、その学校が発行する入学許可証と印鑑を持って、すみやかに区役所窓口サービス課(就学担当)⑤番窓口へお届けください。

※市立咲くやこの花中学校へ入学される方は、別途学校から指示があります。

●適正な就学をしましょう

居住実態のない住所地に住居登録をし、通学していることが発覚した場合は、入学後でも適正な学校へ転校していただきます。

問合せ 区役所窓口サービス課(就学)
☎6930-9087 ☎6930-9978

大阪市登録調査員を募集しています

登録調査員として登録し、統計法に基づく基幹統計調査で、統計調査員として今後活躍していただける方を募集しています。登録時の年齢が20歳から75歳の方が対象です。

問合せ 区役所総務課

☎6930-9626 ☎6932-0979
http://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000135871.html

市営交通乗車料金福祉割引・タクシー給付券の更新手続き

平成28年3月31日期限の、市営交通機関の乗車料金福祉割引証等またはタクシー給付券をお持ちの方は、引き続き4月以降も利用される方は、更新交付申請書の提出が必要です。1月下旬に申請書を送付しますので、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で2月10日(水)までに返送してください。申請書が届かない場合は下記までお問い合わせください。

問合せ 保健福祉センター

保健福祉課(福祉)
☎6930-9857 ☎6932-1295

狂犬病予防注射はお済みですか?

年1回の狂犬病予防注射は法律で義務付けられています。今年度の実施期間は3月1日(火)までですので、まだ飼い犬の予防注射をしていない方は、動物病院で早めに予防接種をしてください。大阪市委託動物病院で接種すると注射済票がその場で交付されます。他の病院で接種された場合は、注射済証または注射実施報告書等を区役所2階③番窓口まで持参し、注射済票の交付を受けてください。

問合せ 保健福祉センター

保健福祉課(生活環境)
☎6930-9973 ☎6932-1295



貴社の広告を広報誌に

本誌「ふれあい城東」の
広告受付が
始まります!



城東区広報誌 ふれあい城東(平成28年5月号～平成29年4月号)の誌面に掲載する広告を募集します!

受付期間 1月4日(月)～26日(火) 9:00～12:15、13:00～17:30(必着)

募集要項等は区ホームページ

http://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000102877.htmlをご覧ください。

区ホームページのバナー広告も随時募集しています。詳しくは

http://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000000053.htmlをご覧ください。

問合せ 区役所総務課(総合企画) ☎6930-9091 ☎6931-9999

年始のごみ収集日程

1月4日(月)～9日(土)は、収集時間帯が普段と変わる場合があります。
「収集日の朝8時30分まで」に必ずごみを出してください。

●普通ごみ

普段の収集曜日(地域)	最初	2回目
月・木曜日の地域	4日(月)	7日(木)
火・金曜日の地域	5日(火)	8日(金)
水・土曜日の地域	6日(水)	9日(土)

●資源ごみ/容器包装プラスチック/古紙・衣類

普段の収集曜日(地域)	最初	2回目
月曜日の地域	4日(月)	11日(月・祝)
火曜日の地域	5日(火)	12日(火)
水曜日の地域	6日(水)	13日(水)
木曜日の地域	7日(木)	14日(木)
金曜日の地域	8日(金)	15日(金)
土曜日の地域	9日(土)	16日(土)

※各種ごみの収集日が重なっている場合は、場所を少し離してお出してください。

問合せ 城北環境事業センター ☎6913-3960 ☎6913-3674

固定資産税の申告書等について

右の表に該当する資産をお持ちの方は、それぞれの資産を担当する市税事務所に申告書等を提出してください。

マイナンバー制度に基づく個人番号を記載した償却資産申告書を提出する場合は、個人番号カード等の本人確認書類の提出または写しを添付してください。
※平成26年6月2日から、固定資産税(償却資産)にかかる業務を船場法人市税事務所で行っています。

問合せ

固定資産税(償却資産)については、船場法人市税事務所 固定資産税担当(償却資産)
(〒541-8551 中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館2階北側)
☎4705-2941 ☎4705-2926

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)については、京橋市税事務所 固定資産税担当
(〒534-8502 都島区片町2-2-48 JEI 京橋ビル4階)
☎4801-2957(土地)、4801-2958(家屋) ☎4801-2905

申告書等名称	資産	提出期限	提出先
「償却資産申告書」	事業用機械・器具等の償却資産	2月1日(月)	船場法人市税事務所 固定資産税担当 ※eLTAX(エルタックス)も利用できます。
「住宅用地の申告書」または「住宅用地の異動申告書」	平成27年中に住宅の新築・増改築・取壊しや用途変更があった土地		
「現所有者に関する申告書」	1月1日までに死亡した方が所有者として登記(登録)されている土地や家屋	非課税適用(取消)の事実発生の日から10日以内	資産のある区を担当する市税事務所 固定資産税担当
「非課税適用申告書」	公共のために利用されている一定の私道など非課税に該当する固定資産		
「土地分割評価届出書」	利用状況により2つ以上に明確に区分できる1筆の土地	随時	

個人市・府民税(普通徴収)第4期分の納期限は2月1日(月)です

区役所での住民税(個人市・府民税)臨時申告会場は2月16日(火)～3月11日(金)に開設します。

問合せ 京橋市税事務所(個人市民税担当) ☎4801-2953 ☎4801-2905